

被保護者等住居・生活サービス提供事業の届出の事務処理 及び運営に関するガイドライン改正案の概要について

平成27年10月
福祉部 生活福祉課

1 趣 旨

厚生労働省社会・援護局長が定める「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊者を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」（平成15年7月31日社援発第0731008号）の一部改正を踏まえ、「被保護者等住居・生活サービス提供事業の届出の事務処理及び運営に関するガイドライン」の改正を行い、適切な事業運営や利用者の適切な処遇を確保しようとするものです。

2 内容など

別添「被保護者等住居・生活サービス提供事業の届出の事務処理及び運営に関するガイドライン 新旧対照表」のとおりです。

3 施行期日

このガイドラインは、決裁の日から施行しようとするものです。
（平成27年11月中の施行を予定しています。）